

西尾雅枝社会保険労務士事務所ニュースレター

占出山町だより

2006年4月号

「占出山町だより」も今月で2年目に入ります。ご愛読ありがとうございます。
これからも、皆様に労働保険や社会保険の最新の情報をお伝えしてまいります。
こんな知りたい！というご希望、ご質問大歓迎です。メールか電話でお気軽にどうぞ！
さて、今月は年金と労災のお話です。

4月号目次

☆国民年金、保険料はアップ！年金額はダウン！

☆労働災害の質と形態により細分化～労災保険料率の変更～

☆国民年金の保険料のアップと年金額のダウンについて

保険では、4月は年度のスタートの時期です。保険年度で云いますと、平成18年4月から平成19年3月までが、平成18年度ということになります。

平成18年度の国民年金保険料は月額13,860円となりました。

これから11年間毎年280円ずつ保険料は上がり続け、平成29年度16,900円で固定される見込みです。平成29年度には、年間にして現在より36,480円も多く支払うことになります。世代間扶養を原則とする日本の社会保障制度では、少子高齢化を踏まえて仕方がないことかもしれませんが、家計直撃です。

前納や口座引き落としを利用すれば、保険料の割引が適用されます。検討なさる価値ありですよ。

平成18年度の老齢基礎年金額が決定されました。年金額は、平成17年度の消費者物価指数が前年度マイナスのため、満額792,100円（平成17年度満額794,500円）となり、月額にして200円ずつ昨年よりダウンとなります。この支払いは、6月分の定期支払いからです。

【参考】国民年金月額比較表

国民年金（月額）	平成18年度	平成17年度
老齢基礎年金 1人分	66,008 円 (▲ 200 円)	66,208 円

（裏面に続く）

西尾雅枝社会保険事務所では、各種年金のご相談をお受けしています。機密性のある独立した相談スペースで、秘密厳守でお話を伺います。お気軽にご相談下さい。

☆労災保険料率の変更

労災とは、労働者災害補償保険の略称です。会社にお勤めの方が、お仕事中や通勤に起因する事故や病気で休業を余儀なくされた場合、治療費や休業補償、そして死亡の場合にご遺族に遺族補償をする制度で、会社には加入の義務があります。

健康保険や厚生年金、雇用保険の場合、その保険料は原則として会社と従業員の折半負担ですが、労災は会社（事業主）の全額負担となります。

平成18年度からこの労災の保険料率に変更になります。

保険料率が引上げられる業種、下がる業種とまちまちです。

従来「その他の事業」として、保険料率1000分の5で一括りにされていた事業が細分化され

- 新聞、放送、出版、通信業 1000分の4.5
- 金融、保険、不動産 1000分の4.5
- 卸売、小売業、飲食店、宿泊業 1000分の5
- その他の事業 1000分の4.5

に再編されました。

また、一番保険料率の高かった水力発電施設・隧道等の新設の事業（ダムやトンネルの新設工事ですね）は1000分の129から1000分の118へ引き下げとなりました。

大型工事災害の減少、小売・飲食店等での労働災害の増加が背景にあるようです。

どんなことでも、どんなときでも、お気軽にご相談ください。

社会保険労務士・年金コンサルタント&ファイナンシャルプランナー

西尾 雅枝

西尾雅枝社会保険労務士事務所

電話&ファクス(075)241-4586

メール nishio@nishio-sr.com

ホームページオープン！アクセスはこちらから <http://www.nishio-sr.com>

営業時間 午前9時～午後5時30分（日曜・祝日定休日）

〒604-8155 京都市中京区錦小路通室町東入 占出山町308

ヤマチュウビル2階 N10

阪急京都線「烏丸駅」、市営地下鉄「四条駅」

四条烏丸バスターミナルからいずれも徒歩2分

